

---

令和2年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

令和2年9月17日(木曜日)

---

議事日程(第3号)

令和2年9月17日 午前9時30分開議

- 日程第1 認定第1号 令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 認定第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 認定第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 認定第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 認定第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 認定第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 認定第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 認定第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 認定第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 認定第10号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第9号 周防大島町公民館条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第10号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)

- 日程第15 議案第11号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第16 議案第12号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について（討論・採決）
- 日程第17 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
- 日程第18 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について（質疑・討論・採決）
- 日程第19 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第20 地域活性化・害獣対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第21 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第22 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について
- 日程第23 行政改革等特別委員会に付託中の調査・研究について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 認定第1号 令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第2 認定第2号 令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第3 認定第3号 令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第4 認定第4号 令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第5 認定第5号 令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第6 認定第6号 令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第7 認定第7号 令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第8 認定第8号 令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第9 認定第9号 令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第10 認定第10号 令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 認定第11号 令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について(委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 議案第8号 周防大島町スクールバス条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第13 議案第9号 周防大島町公民館条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第14 議案第10号 周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第15 議案第11号 周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第16 議案第12号 周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について(討論・採決)
- 日程第17 報告第5号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定めることについて)
- 日程第18 発議第1号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について(質疑・討論・採決)
- 日程第19 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第20 地域活性化・害獣対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第21 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について
- 日程第22 議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について
- 日程第23 行政改革等特別委員会に付託中の調査・研究について

---

出席議員(12名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 藤本 浄孝君  | 2番 新田 健介君  |
| 3番 吉村 忍君   | 4番 砂田 雅一君  |
| 5番 田中 豊文君  | 7番 平野 和生君  |
| 8番 松井 岑雄君  | 9番 小田 貞利君  |
| 10番 新山 玄雄君 | 12番 久保 雅己君 |
| 13番 尾元 武君  | 14番 荒川 政義君 |

---

欠席議員(1名)

6番 吉田 芳春君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 大川 博君                      議事課長 池永祐美子君  
書 記 浜元 信之君

---

説明のため出席した者の職氏名

|            |       |        |               |        |
|------------|-------|--------|---------------|--------|
| 町長         | …………… | 椎木 巧君  | 代表監査委員……………   | 西本 克也君 |
| 副町長        | …………… | 岡村 春雄君 | 教育長 ……………     | 西川 敏之君 |
| 病院事業管理者    | …………… | 石原 得博君 | 総務部長 ……………    | 大下 崇生君 |
| 産業建設部長     | …………… | 中村 光宏君 | 健康福祉部長 ……………  | 近藤 晃君  |
| 環境生活部長     | …………… | 伊藤 和也君 | 統括総合支所長 …………… | 山本 勲君  |
| 会計管理者兼会計課長 | …………… |        |               | 重富 孝雄君 |
| 教育次長       | …………… | 永田 広幸君 | 病院事業局総務部長 ……  | 大元 良朗君 |
| 総務課長       | …………… | 中元 辰也君 | 財政課長 ……………    | 藤本 倫夫君 |

---

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。私たちにとりましては、最後の議会でございますので、ひとつよろしく願いをいたします。

それでは、昨日の本会議に引き続きお疲れさまです。これから本日の会議を開きます。吉田議員から欠席の通知を受けております。

本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりです。

---

日程第1. 認定第1号

日程第2. 認定第2号

日程第3. 認定第3号

日程第4. 認定第4号

日程第5. 認定第5号

日程第6. 認定第6号

日程第7. 認定第7号

日程第 8. 認定第 8 号

日程第 9. 認定第 9 号

日程第 10. 認定第 10 号

日程第 11. 認定第 11 号

○議長（荒川 政義君） 日程第 1、認定第 1 号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 11、認定第 11 号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定についてまでの 11 議案を一括上程し、これを議題とします。

9 月 2 日の本会議において、所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、11 議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。久保総務文教常任委員会委員長。

○総務文教常任委員会委員長（久保 雅己君） それでは、総務文教常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果についての御報告を申し上げます。

本委員会は、9 月 9 日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部の説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第 1 号の本委員会所管部分及び認定第 9 号について、お手元に配付しております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

それでは、はじめに認定第 1 号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、政策企画課の関係では、委員より、働き方改革の一つの手段としてタブレット端末を導入しているが、テレビ会議の実施状況はどのようになっているのかとの質問に対し、主には、総合支所や幹部職員、また感染症予防対策として外部との会議を行っており、積極的な活用に至っていると判断しているとの答弁でした。

なお、自治会振興奨励金について、上乗せ額は 21 世帯以上からが 1,000 円となっているが、高齢化社会における自治会運営のことにも配慮され、増額の検討をお願いしたいとの要望がありました。

続きまして、総務課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、台風 10 号の接近に伴い、コロナ禍における避難所開設となったが、通常時も含め、自主避難所に定員はあるのかとの質問に対し、通常時については定員が定められているが、感染症予防の対策としては、定員を制限する必要がある。

1 施設に複数の部屋があれば、施設内での移動は可能となるが、1室のみの避難所の場合は、隣接する公共施設を臨時的に確保した事例もあり、ソーシャルディスタンスが保てる備品の整備は急がれるものと考えている。

なお、避難所に行くことのみが避難とは限らないので、その点については、強く住民への周知を図ってまいりたいとの答弁でした。

次に、税務課の関係では、委員より、町外在住者が本町に建物を持っている場合、3,500円の町民税、2,000円の県民税、合計5,500円の家屋敷課税が課せられている。これは、現住所地である自治体の二重課税ではないかという声もあるが、その点について認識を問うとの質問に対し、家屋敷課税は、地方税法や町の条例で定められており、5,500円の均等割りは二重課税ではない。これは、防災等、行政サービスの経費に充てるものであり、住所地で非課税の場合は本町においても同様とするなど、納税者への配慮も行っているとの答弁でした。

次に、総合支所関係については、主なものを申し上げます。

委員より、20万円以下の工事は、どのようなものが対象となっているのかとの質問に対し、町道や農道、河川の水路等の補修が主なものであり、法定外公共物、水門、消火栓等も含め、町民の生活に影響を及ぼしかねない緊急的な事案について、総合支所が対処することとしているとの答弁でした。

また、電気料が大きく減額決算となった具体的な理由を説明願うとの質問に対し、電力の自由化が始まり、安価に電力を供給できる電力会社と契約を締結したことによるものであるとの答弁でありました。

続きまして、教育委員会の関係について主なものを申し上げます。

はじめに、総務課の関係では、委員より、特別教室における空調の整備状況及びトイレの洋式化について問うとの質問に対し、防衛省の補助により建設した学校は、全館空調となっており、その他の学校については、今年度の補正予算によりスポットクーラーを購入設置をすることで対応した。

なお、児童生徒用のトイレ数は、全小中学校で325ほどあり、そのうち約47%が本年度末までに洋式化となるとの答弁でした。

次に、学校教育課の関係では、いじめ問題と位置付けられる件数と、近年における推移状況を問うとの質問に対し、昨年は小学校で14件、中学校で1件であった。小学校は増加傾向にあるが、中学校については平成27年度をピークに減少傾向にあるとの答弁でした。

なお、本件について、委員から、重大事案が発生する前に、些細なところからしっかりと対応するよう意見がありました。

続きまして、部活動における指導員を6名配置したとあるが、その種目は何か。なお、部活動

については、学校現場と指導員との間に意見の食い違い、考え方についても保護者との乖離があるように感じるが、どのような認識を持っているのかとの質問に対し、指導員を配置した種目と人数は、サッカー、軟式野球、陸上、卓球が各1名、バスケットボールが2名である。

指導員には、教育課程の一貫として支援をいただいているが、部活動と教育活動の仕組みにそごが生じる可能性があり得る。また、団体スポーツは自ずと人数が必要となるので、種目は絞っていく方向性にあると思うとの答弁でした。

次に、平成27年度から進められたタブレット導入により、全ての児童生徒に環境が整うこととなるが、教職員の負担を減らしながら、これを効果的にどのように活用していく方針かとの質問に対し、一斉授業やグループでの活用、そして個別の学びにも活用したいと考えている。また、ICT支援員の配置についても充実したものとしたいとの答弁がありました。

続きまして、社会教育課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、文化交流センターの写真使用料にある収入未済額は、債権が回収不能とのことだが、経過的なことを補足してもらいたいとの質問に対し、この債権については回収に努めてきたが、相手方の出版社が会社清算に入り、支払い不能の状態にあることが判明した。最終的には、今年の5月、東京地方裁判所が証明した破産手続廃止決定証明書の確認により、債権の回収は不能と判断したものであるとの答弁でした。

以上が、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主な発言の内容であります。

次に、認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてですが、こちらにつきましては特に質疑はございませんでした。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

総務文教常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、民生常任委員会委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。松井民生常任委員会委員長。

○民生常任委員会委員長（松井 岑雄君） まず、おはようございます。それでは、民生常任委員会を代表いたしまして、審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は9月10日、委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査にあたりましては、所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号の本委員会所管部分から認定第4号まで、並びに認定第11号について、お手元に配付しております審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定をいたしました。

それでははじめに、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

まず、福祉課の関係では、委員より、福祉タクシーの利用率は43%と聞くと、年齢範囲の緩和、免許返納者への利用等、福祉タクシーの利用率を上げるべく検討をしたことがあるかとの質問に対し、交通手段の問題は、ほかの会議等でも聞いている。タクシーよりも公共交通機関のニーズが高く、免許返納者にはタクシーの補助等があり、検討の結果、現在に至っているとの答弁でありました。

また、児童クラブの開設日について、土曜日に開設してほしいという要望に対応できる可能性はあるかとの質問に対し、支援員、場所の確保ができていない児童クラブは土曜日開設を実施している。土曜日開設がない児童クラブでは、土曜日の開設に対応している児童クラブにお願いをしたりしている。ニーズの全てにお応えしたいところであるが、支援員、場所の確保が難しく対応が難しいところがあるとの答弁でありました。

続いて委員より、民生委員作成の要支援者のマップの活用方法はどのように考えているかとの質問に対し、要支援者マップは平成31年3月に作成完了しており、現在は随時更新をしている。マップの利用方法は、大規模災害時に自治会、消防等に提出し、要支援者マップを基に自治会や自主防災組織と連携し対応をしていると答弁がありました。

次に、健康増進課の関係について主なものを申し上げます。

委員より、現在行われている献血は400ミリリットルのみであるが、高校生からも献血の希望があるため、200ミリリットルの献血を実施できないかとの質問に対し、医療現場からの要請の大半は400ミリリットルの献血で採血された血液であることから、現在400ミリリットルが主流となっている。しかしながら、200ミリリットル献血による血液も主に乳幼児や低体重の方等のために使用されており、学生に対する献血の啓発等に有効と考えられることから、実施に向けて今後、関係機関と調整をしたいとの答弁でありました。

続きまして、認定第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

税務課の関係では、委員より、督促手数料の収入済額が増加しているということは、期限内納付が困難な者が増加しているのではないかとの質問に対し、督促状発送件数は昨年度に比べ減少をしている。保険税滞納繰越分の収入済額は増加しており、保険税に付して納付される督促手数

料の収入済額が増加した理由は、昨年度以前に発送した督促分の手数料も含んでいるためであるとの答弁でした。

続きまして、健康増進課の関係でございますが、財政安定化支援事業繰入金の減額理由は、過剰ベッド分の1床あたりの基準単価の減に伴う減額とのことだが、町内医療機関のベッド数削減による影響かとの質問に対して、地域における病床数減少の影響はほとんどなく、全国平均の病床数等の基準に準じて国が定める算式中、1病床あたりの基準単価が減額となったことが主な要因であり、実際の医療現場による影響ではないとの答弁でありました。

次に、認定第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算については、質疑がございませんでした。

続いて、認定第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について、主なものを申し上げます。

介護保険課の関係では、委員より、温水プール指導事業について、竜崎温泉のプールが現在使用できないが、町内の他のプールを利用し運動指導の実施について検討しているかとの質問に対して、竜崎温泉では送迎バス利用による参加が多かったが、他施設では送迎バスの確保ができず、現在実施の予定はないとの答弁でした。

また、認知症は介護者の負担が大きい。介護認定区分が低い人への徘徊通報装置の利用は考慮されているかとの質問に対し、軽度者に対しましては、個別に必要性を考慮して対応するとの答弁がありました。

次に、認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算になりますが、説明に先立ち石原病院事業管理者から、周防大島町の医療及び介護に対する考え方、また、経営状況についての発言がありましたので、その概要を紹介させていただきます。

少子高齢化と人口減少が進む中、地域づくりには医療と介護は欠かすことができず、ことさらその重要度は増しており、地方にとってはまちづくりの核であると思っております。

11年前に周防大島町公営企業局（現病院事業局）管理者に任命された時、私に課せられた重大な任務は、周防大島町の医療・介護・福祉を充実し、周防大島町民の安全・安心を護ることでした。

最初は、医師の確保に全精力を費やしました。365日、土曜・日曜や祝日の宿日直の医師を確保するには、常勤医だけでは不可能なので山口大学、広島大学等に協力していただきました。

次に、看護師の確保及び看護体系の充実でした。現在では町立3病院の看護職員の内、約51%を大島看護専門学校の卒業生が占めております。

一方、急激な人口減少による患者数の減少、新医師臨床研修制度により医師の確保が困難となり、2年ごとに改定された診療報酬のマイナス改定、消費税の増税等、様々な要因により赤字経

営が続いていることから、病院事業局の事業について抜本的に見直すこととし、令和元年12月に再編計画を策定いたしました。

再編計画は、令和5年度まで第1期再編計画、令和6年度以降を第2期再編計画とし、再編計画を実行し、逐次経営状況を検証し、預金を含めた基金残高が20億円を割り込む状況になれば、さらに厳しい第2期の再編に取り組みます。

令和元年度決算は、入院及び外来患者が激減している中で、費用の減少や交付金の増加もあり、医療や介護難民を出すことを避けることが必要であり、その計画した第1期再編計画よりも収支が良くなっています。しかし、再編計画の初年度である令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、病院事業局の経営を予測することは非常に難しい状況にあります。

新型コロナウイルス感染症で大変な時期ではありますが、今後とも町民の皆様に医療を提供し続けることができるよう、経営改善に努め、地域住民に親しまれ、愛され、信頼される組織となるよう職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

石原管理者からは以上であります。

それでは、審査の過程における発言等のうち、主なものを申し上げます。

委員より、新型コロナウイルス感染症の影響について、外来患者数、入院患者数とも減少しているが、患者の心情的に受診抑制が働いたのかとの質問に対し、確かに外来患者数は減少している。特に東和病院は顕著である。また、慢性期の患者の例として、これまで2週間処方していた薬が2か月処方となったケースもあり、入院患者については、病棟再編に伴い入院患者の調整をしていた期間が含まれるために、患者減少の理由として挙げられる。全てが新型コロナウイルス感染症の影響とは言い切れないが、少なからず影響はあると見ているとの答弁でした。

次に、さざなみ苑のお話です。さざなみ苑とやすらぎ苑の1人あたりの単価が違う理由は何かとの質問に対しまして、それぞれの施設の利用および入所している方の介護保険の介護度によるものであるとの答弁でした。

病院事業局のホームページについて、新型コロナウイルス感染症の対策について閲覧しにくく、各施設で対応のばらつきが見られる。ホームページは閲覧しやすいものにしていただきたい。高齢者等のことも考え、広報、防災無線等で周知徹底を図るべきではないかとの意見に対しまして、前向きに検討をいたしますとの答弁でした。

続いて、現在、前期の再編計画は令和5年度までとなっているが、令和2年度末の時点で再編計画の見直しを行うべきではないかとの質問に対し、収束が見えない新型コロナウイルス感染症の影響で経営状況は悪化の一途をたどっている。このままの状況が続くと仮定した中で、令和3年度以降の経営状況の予測を立て、分析、検討を進めていきたいとの答弁でした。

以上をもちまして、本委員会に付託された案件に対しましては全て審査を終了し、民生常任委

員会の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 民生常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

民生常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員会委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員会委員長から、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。平野建設環境常任委員会委員長。

○建設環境常任委員会委員長（平野 和生君） それでは、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月8日、委員6名出席のもと、委員会を開催し、審査を行いました。

審査にあたりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第1号の内、本委員会所管部分および認定第5号から認定第8号並びに認定第10号については、お手元に配付いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきものと決定いたしました。

その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算について、商工観光課関係では、委員より、路線バスは利用者が少なく、将来的には防長バス撤退というような時期が来るかもしれない。今後の公共交通の展望を教えてくださいとの質問に対して、人口減少、少子高齢化等で現在の公共交通を取り巻く状況は厳しさを増している。公共交通のサービスが下がり、さらに利用者が減少するという悪循環になっているのが現状である。交通体制については、商工観光課が担当している路線バスだけではなく、町全体の施策として考えていかねばならないとの答弁がありました。

農林課関係では、委員より、ニホンアワサングについてどのように考えているのか。白木半島地域整備の基本計画について説明していただきたいとの質問に対して、ニホンアワサングについては、白木半島全体で活用していくため、今年度中にニホンアワサング協議会から別の活用推進協議会を設立し、移行する方針で進めている。今後の白木半島全体の振興計画については、町の体制として政策企画課が中心となり、農林課、商工観光課で6月29日にプロジェクトチームを設立した。その計画の一つとして、沖家室島の学校跡地を利用したオートキャンプ場の建設を計画しているとの答弁がございました。

水産課関係では、委員より、地域おこし協力隊員の活動内容について教えてくださいとの

質問に対して、新型コロナウイルス感染症の影響で活動が制限されているが、各漁協の水産振興に対する意識や方向性の確認を行い、大島での水産振興の問題点を発掘している。また、ソーシャルネットワーキングサービスなどを通じて、漁業従事者の収益を上げていくことを一番の目標としている。今後は、新型コロナウイルス感染症収束後の水産振興のあり方についても考えていくとの答弁がありました。

建設課関係では、委員より、道路橋りょう維持管理事業の賃金について、どのくらい草刈賃金として支出したのか、今後サポーター制度等の新しい制度を施行することで取り組むことは考えているのか説明を求めるとの質問に対して、賃金の内容としては、全て草刈賃金での支出である。今後新しい制度の導入について検討していきたいとの答弁がございました。

生活衛生課関係では、委員より、町営伊保田住宅の2戸が空いている。家族でないと入れないといった入居要件があると思うが、単身者でも入居できるよう見直しをしてはどうか。特に入居希望者が少ないのが明らかな地域においては、積極的に入居要件を緩和すべきではないかとの質問に対して、空き室、空き家があるということは、町の財産を有効活用できていないということであるため、前向きに検討する必要があると感じているとの答弁がございました。

認定第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、浮島の海底送水が供用開始した後の非常時の対応及び既存の水源など、どのように考えているのか。また水道料金の見直しの検討へとシフトする段階が近づいており、今後大きな政策課題となるとあるが、どれだけ切迫しているのか、どのようなスケジュールで考えているのかとの質問に対して、現在使われている施設の維持管理については中断する。水道料金問題については、給水収益が約3億7,000万円で、柳井地域広域水道企業団に支払う受水費とほぼ同額であるが、4月1日から始まった窓口業務委託をはじめ、今後もさらなる経費削減を図り、できるだけ長く水道料金を値上げしないように努力する。非常時の対応は、浮島については、東和第1配水池の給水を緊急的に遮断し浮島への供給分を確保し、その上で海底送水管で浮島へ送水し給水するとの答弁がございました。

認定第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、受益者分担金が敷地の面積で決定することは問題であると思うが見直しの考えはあるのか。一般会計からの繰入れで毎年3億円が下水道事業の維持管理費に充てられている。一方、合併浄化槽の維持管理費には補助金の手当てがされていない。このことについての考えを求めるとの質問に対して、受益者分担金については、現行通りの敷地面積による方法で進めていきたい。また、補助金を手当てするにしても財源が必要であり、検討課題であると認識している。引き続き検討させていただきたいとの答弁がございました。

認定第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について、委員より、

委託料の維持管理業務とピット清掃業務は業者が異なるのか。業者が同一であれば、契約を一本化にすれば諸経費だけでも安価にできるのではないかとの質問に対して、処理場内の維持管理業務と点在しているマンホールポンプ場の維持管理業務は分けて契約しているが、業者は同一である。業務内容を精査し検討するとの答弁がございました。

認定第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、質疑はございませんでした。

認定第10号令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算について、委員より、島内における非常用水源を調査し、4か所を選定し使用することだが、これを運用するための計画はどうなっているのか。また、外部からの応援が見込めない場合、町独自での対策を講じているのかとの質問に対して、島外からの応援が見込めない場合の対策は、昨年から継続して検討している。自主防災組織、自治会なりの自助・共助を進めて、軽トラ部隊のようなものを作り上げ、動ける人を確保していくしか手段がないのではないかと考えている。なお、給水所に設置する折り畳み式タンクは、1基あたり30万円と高価ではあるが、予算要求していく考えであり、実働部隊としての軽トラックの借り上げなども想定している。全体的なプランも消防防災班と連携しながら行っていきたいとの答弁がございました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件に対する審査の内容について、建設環境常任委員会の報告を終わります。

○議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員会委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。

建設環境常任委員会委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員会委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入ります。

認定第1号、討論はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） まず、椎木町長は、私が役場に入ったときからの、入ったときは直属の上司でありましたけど、それ以降現在までいろんな面で育てていただいたとってお礼として、非常に感謝をしております。育て方が間違っちょると思っておられるかもしれませんが、どうぞお許しをいただきたいと思っております。

その上で反対討論ということで、大変心苦しい限りではありますが、申し上げたいことは2点ございまして、質疑でも申し上げた点でございますが、まず1点目は、定住対策補助金の決算についてでございます。

不正支出ということの決算についてでありましたので、昨日も補足の答弁をいただきました。本来は補助金の取り消しをすべきものであると認められておりましたが、特別な事情があるということは、一定の理解はできるものでもあります。なかなかそこは公会計のレベルで言いますと、非常に苦しい御説明というか、極めて行政的な理屈による弁解といつてはあれですけど、説明というふうには受け止めてお聞きしました。

こういう理由で、公会計の決算を認定するということは、議会としてはなかなか難しいのではないかなというふうに考えます。単純な言い方をいたしますと、町が民間団体に補助金を出して、原因が何であれ、その民間団体が補助金を交付目的にかなった形で使っていないということでありまして、その金額は249万5,400円。町としては、少なくともこの交付の目的に従って使われなかった補助金は、速やかに返還させるべきものでありまして、返還させた上で、その上での決算でなければ成立しないというふうに考えております。

補足答弁でも御説明がありましたが、町が定めた補助金交付規則第15条では、補助金を他の用途に使用したときや、交付決定の内容に違反したときは、補助金の交付決定を取り消すと規定されておりまして、補助金を受けた団体が補助金の目的に反した形で交付金を使ったということでもありますので、この15条の規定が適用されるべきであることは、言うまでもないことだと言えます。

仮に、横領した職員に返済能力がないとしても、町が補助金を交付した定住促進協議会という団体は、今現在も存在するものでありますので、交付金をもって補助金を交付したこの団体に、令和元年度中に補助金の返還を求めることは、何ら困難なことではないと言えます。

この民間団体が、町が設立した団体であるだけに複雑に見えますが、不正で穴があいたとしても、それはあくまでも民間団体のことであると言えます。町にとってといいますか、町の決算において何らそれを考慮する必要はないと言えます。

民間団体の不正処理をなぜ町が公会計で肩代わりをしなければならないのか、全くもって理解できないものと言えます。

決算時点では、横領した職員が行方不明であったために、返還額が確定できなかったという御答弁もございましたが、それは横領という行為自体に着目した被害額の話でございまして、公金の決算とは別次元の話と言えるものであります。

令和元年度の決算としましては、約600万円の補助金により人件費や旅費、イベント経費などに総額341万9,070円が支出されたことは、これは確定しておりまして、これは本来の補助金の目的に沿ったもので問題はない。残りの約250万円が本来の補助金の目的に達していないお金であることは、これも明白でありまして、横領額のその確定ということとは無関係に、少なくともこの約250万円を返還させればよかったということだと思えます。

準公金であろうが、町の外部団体であろうが、交付金の決算、町の決算としてはこれを考慮すべきことではありませんし、この補助金を支出した町としては、このような不祥事を起こした団体に対して補助金の返還を求めることは、町民の立場としては当然であると言えるものであります。

まして補助団体がどのような性格の団体であれ、横領された公金、すなわち補助金の目的を果たしていない公金を町が支出として認めることなどできるはずもございませんし、本議会としてこのような決算を認定することなど許されることではないと考えています。

町民の皆さんから預かったお金、町民のために使うべき交付金につきまして、このような不正支出を含む決算を認定することでは、一連の事件についての説明責任も含めて、町民への責任は果たせないものと言えます。

次に、2点目は総論的なこととなりますが、成果報告書について申し上げておきたいと思えます。

質疑でも申し上げましたように、肝心なことは145億円の予算が執行されましたことによりまして、実際にどのようなことが改善されたのか、この町の住民生活が具体的にどのように向上したのか、どういう課題が残されたのかを明らかにするのが決算でありまして、成果報告であると言えるものであります。

具体的に申し上げますと、予算編成の段階で幸せに暮らせるまちづくりの実現に向けて各目標を掲げ、予算を実行したことによって、これらの目標が達成できたのか、またどの程度達成、進捗したのか、はたまたしなかったのかということについて、具体的な評価ができないような決算では、そもそも決算認定の前提条件を欠くといっても過言ではありません。

質疑におきましては、行政評価として決算の成果報告とは別の扱いであると、決算時に評価をするのは、スケジュール的にも難しいという御答弁もありましたが、その評価がないからこそ、毎年同じことを繰り返す前例踏襲の意識が蔓延し、改革が進まないことの大きな原因であるとも言えますし、例えば質疑でありました町道の管理、こういったことを例に上げますと、町道の維持管理として年間1,000万円以上の費用を投じて草刈り等の管理が行われている路線が、仮に全路線の30%であるというような評価がある場合、この30%をさらに高める、40%、50%にする努力が必要なわけで、そのために予算をさらに上げるのか、同じ予算で成果が上がるように、例えばボランティアを活用するなどの制度面で工夫をするのか、おのずと対策の方針が立てられるものであると考えられます。

ところが、現実にはこの評価自体が欠けているからこそ、毎年前例踏襲で同じことを繰り返し、成果は頭打ちのまま現状は改善されないということになるのも、ある意味当然のことだと言えます。

これは一例として申し上げましたが、全ての施策に共通することだと言えます。いろいろと制約がありながらも、現実として課題があるのであれば、それを少しでも打開するために何をすればよいのか、そこを考えるために検証、評価は不可欠でありまして、一朝一夕には行かなくても、失敗することがあったとしても、毎年実態を検証し、改善、改革につなげていけば、少しずつでも課題解決につなげていくことができるものでありまして、それをそもそも評価せず、予算執行額による年間実績だけが成果として報告され続けるうちは、進展改善が図られないいわゆる費用対効果が向上しないことにつながるものだと言えます。

そして、その検証評価の意識は、決算時に限らず常に持つておくべきことでありまして、年度が終了して決算までに評価検証するというようなことではなく、予算執行、さらに言えば予算編成、事業立ての段階から常に評価の意識を持ち、検証評価しながら執行していくべきものと言えます。

今さら言うまでもありませんが、地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進のために、最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定されておりまして、常にそれを意識しておくことが必要だと言えます。

自戒の意味も込めて申し上げますが、それこそが町民から預かった公金を扱う者の最低限の責務であると言えます。

以上のような2点、特に前段の不正支出が含まれるそのような町民に対して、極めて不誠実な決算を認めることはできないものとして、強く反対をいたします。

さらに申し上げますと、このような決算を認定することは、議会にも汚点を残すことにもなります。よく議会と執行部は車の両輪と言われますが、これは議会が執行部に合わせてタイヤを回していくということではなく、進むべき、正しい道を進むように回転を強めたり、弱めたりしながら牽制しつつ軌道修正を図っていくべきものであります。

真っすぐで平坦な道であれば、執行部に合わせて回していけばいいと思いますが、道は曲りくねり、山あり谷あり、そういう険しい道を進まなければならない現状にあって、議会として軌道修正をしなければカーブを曲がり切れず、谷底に転落するのは目に見えています。

どうぞ議員各位の賢明なる御判断をお願いいたしまして、反対討論といたします。御清聴ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 賛成討論いたします。

いつにも増して田中議員のすごく強烈な反対討論がございましたが、それでは賛成討論を行います。

今回の一般会計の決算において、歳入総額は150億5,996万6,876円で、歳出総額は

144億5,760万8,879円であり、実質収支額は4億91万1,988円で、前年度実質収支額2億1,515万8,393円を差し引いた単年度収支額は、1億8,575万3,595円で、財政調整基金積立金を入れた実質単年度収支額は、2億9,550万6,296円で、平成30年度のそれと比べて7億4,747万9,691円の増加は、平成30年7月の豪雨災害の復旧工事や、大島大橋貨物船衝突事故に対する復興工事に多額の経費を要したことを考えると、大いに評価できるものであると考えます。

議員の皆様におかれましては、各常任委員会においても、いずれも認定するものと委員長報告がございましたとおり、賛同していただきますようよろしくお願い申し上げて、賛成討論といたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

令和元年度の決算では、当該年度の期間中に新たに1億975万円あまりの財政調整基金への積増しが行われたことに、まず反対します。

地方自治法第1条の2には、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする明記されており、住民福祉を増進させることこそが、地方自治体の第一義的にして最も優先させるべきことです。

本町の財政調整基金が近隣市町には例がないほどの多額になっており、総務省が目安として定めている標準財政規模の多くても20%という指標からしても、県内の19の市町では、指標の3倍以上もあり、他の市町を大きく引き離して断トツの1位です。

例えば、町職員を合併後16年間で140人削減したとしていますが、裏返せば、若者が多く働く職場が140人分削減されたということであり、人口定住政策とは矛盾することになります。財調を全て要らないということではなく、住民の福祉のために使うべきという観点からの反対です。

また、令和元年度では、森林環境整備基金の創設と、その積立てに異を唱えてきましたが、国の法律としては植林を大企業に渡してしまい、自然破壊にもつながりかねない性格を持った法律であり、反対をいたします。

また、会計年度任用職員制度が元年度に導入されることについて、1年限りで雇い止めになる者も出る可能性があり、働き方改革ということにも逆行する制度として反対しましたが、この制度の導入のための支出に反対をいたします。

こうした姿勢が貫かれた上での元年度決算であり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号令和元年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時28分休憩

.....

午前10時41分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

認定第2号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

平成28年度の決算では9,800万円あまりの黒字、平成29年では4,900万円あまりの黒字、さらに、30年度では8,300万円あまりの黒字、そして、令和元年度では7,900万円近くの黒字と、4年連続で黒字続きの決算です。仮に、1世帯1万円の引下げを行ったとしても、337万7,000円あればできます。この黒字額から見れば、この4年間、毎年1世帯1万円の引下げを行っても、なお、まだ黒字が続いていたこととなります。

国保税そのものも、他の市町に比べて、本町の国保税は高いままになっています。特に、2018年度の周防大島町の国保税は夫230万円、妻50万円の年金夫婦世帯で見ると、中国地方の107の市町村の中でも6番目に高く、県内では2番目に高いものになっています。この状態は、本決算の年度中でも言えることです。

平成28年度の県勢要覧によると、1人あたりの所得が県内で最も低い本町が、逆に、国保税は県内で2番目に高いというのは、明らかに逆進的な現象であり、急いで解消するべきです。低所得者に重くのしかかっている状態を放置している責任は大きいと思います。

国保加入世帯の18歳未満の医療分と支援分の均等割をゼロにしても、1,000万円程度の財源で済みます。その財源は黒字額の5分の1から、年度によっては10分の1程度の財源で済み、財源は十分過ぎるぐらいあります。コロナ禍の今こそ、踏み切るべきではないでしょうか。

地方6団体のうちの執行3団体も所得が少なく、高齢者が多いと言われている国保なのに、逆

に、ほかの医療保険に比べても税が高いという構造的矛盾を指摘した上で、国に対して1兆円の財政投入を促しているにもかかわらず、本町ではこの4年間、ついに一度も国保税の引下げを行わず、町民の皆さんの願いには背を向け続けてきました。

本決算もその一環をなすものとして反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号令和元年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 本会計は、国保会計の事実上一部をなすものとなっており、整合性を保つために、本会計の決算も反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号令和元年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号令和元年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号令和元年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定するものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号令和元年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号令和元年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定すること

に決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号令和元年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号令和元年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

本町の水道料が山口県で最も高いということがはっきりしました。本決算は、高い水道料を広域化によって解決できると答弁された町長の答弁とかみ合う形で反対討論を行います。

この水道料が高いということに関して、どうすれば安くなるかとの問いに対して、町長は、水道の広域化が必要だとの見解を示されました。私は広域化すれば水道が安くなるということに対しては、むしろ、逆ではないかと考えています。

一昨年、2018年の12月に水道法が改正され、その中身が、まさにこの広域化であり、もう1つが民営化でした。つまり、広域化と民営化はセットで進められようとしています。

これまでも、広域化は進められてきました。その1つが町長も例に出された香川県です。詳しくは省きますが、全ての市町村が広域企業団に加わることに賛成していたわけではなく、反対の自治体に対しては、補助金をカットするなどの、賛成せざるを得なかった、その手法は民主主義的とは言えないものだったことも記されています。

水は重いので、遠くに運ぶにはコストがかかります。大口径の水道管が必要であり、大きな電力も必要になります。広域化すると遠くに運ぶので、災害に対するリスクもかさみます。

考えてみれば、今現在、私たちは既に、広域化された水を飲んでいますが。遠くから水を引いてくるので、その水道管の工事費が大きくなり、それを数十年かけて、住民の皆さん方の水道料で一部払っていくので、水道料はずっと高いままです。

広域化するところはどこでも、将来の人口推計を過大に見積もります。私は柳井広域水道の計画書の中に大島の人口がかなり増える数字が出ていたので、そのことを質問した記憶があります。人口が増えるなど、とても信じられませんでした。この水道にかかわる工事の借金を払い終えるころには、大口径の水道管の寿命が訪れ、また、大金をはたいて水道管を布設する工事費用が皆さん方の水道料にはね返ってくることは明らかです。

近年、大島で我々が経験したように、水道の広域化は、まさに私たちが抱えている高い水道料になる政策であり、間違った政策であると思います。水道の広域化は、簡易水道など、自己水源の廃止につながる危険があり、災害対応にも有効な地域分散型の水道の否定にもつながってしまいます。

高い水道料の解決策は、広域化ではなく、地域の水源を市町村が主体になって健全に運営し、その国も、各市町村の主体性を尊重し、財政支援を行うことによってこそ解決の道があると思います。

本決算はそうした立場に立っておらず、これからもさらに広域化を進める国の施策に従うことを表明したものであり、反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号令和元年度周防大島町水道事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 反対討論を行います。

随意契約で病院の再編計画について、コンサル業務の委託契約を結んでいた日本経営は、この決算では、令和元年の9月末に出された病院等の再編計画について、その評価を70点と評価しました。その中身は病院などの縮小の度合いが少ない、ベッド数の削減が足りないというものでした。

しかし、その9月末時点の再編計画は、社会保障推進協議会などからも数十人の医療難民を生む可能性があるという指摘を受け、同じく県当局からも同様の、需要と供給のバランスがとれない。つまり、ベッド数が少な過ぎるという指摘を受けました。そして、12月に急遽変更されました。

9月末時点では、持続可能な医療どころか、どこにも医療にかかれぬという医療崩壊を生みかねない計画であったことについて、病院事業局の反省は不十分だと思います。一方で、日本経営はこうした結論を導き出すことに貢献し、さらに、それでもまだ足りないという趣旨の主張をしていたこととなります。

そもそも、日本経営は厚生労働省を退職した方たちが立ち上げた会社であることも伺っており、公立病院の縮小やベッド数の削減、病院そのものを潰すことを進めてきた政府の方針をそのまま持ち込もうとした会社であると思わざるを得ません。

このたび、田中豊文議員によって契約方法そのものが不適切であったことも明確になりました。日本経営とのコンサル契約には、私も一貫して反対してきましたが、この決算は、この不適切なコンサル契約を元に、再編計画を打ち出し、その結果、一時は、医療崩壊を起こしかねないような方針を、病院事業局と一緒に導き出したものです。

こうしたコンサル契約に対する資質に反対するという立場から、この問題の大きさから反対をいたします。

○議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第11号令和元年度周防大島町病院事業特別会計決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第12. 議案第8号

日程第13. 議案第9号

日程第14. 議案第10号

日程第15. 議案第11号

日程第16. 議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正についてから、日程第16、議案第12号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正についてまでの5議案を一括上程し、これを議題とします。

質疑は9月2日の本会議で終了しておりますので、これから討論、採決に入ります。

議案第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第8号周防大島町スクールバス条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第9号周防大島町公民館条例の一部改正についてを原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第10号周防大島町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第11号周防大島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから、起立による採決を行います。議案第12号周防大島町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 報告第5号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、報告第5号専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）、執行部の報告を求めます。大下総務部長。

○総務部長（大下 崇生君） 報告第5号専決処分について御報告申し上げます。

令和2年6月29日に、屋代ダム公園において発生した事故による損害賠償の額を定めることについて、8月27日に地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により処理させていただきましたので、同法同条第2項の規定により議会へ報告するものであります。

この事故は、大字東屋代の屋代ダム公園内の人工芝滑り台ちびっこゲレンデにおいて、2名が、滑走中に老朽化した滑走面により転倒し受傷したものであります。うち1名の相手方について、治療が終了したことに伴い、損害賠償を行ったものであります。

なお、損害賠償の額は18万2,550円であり、既に全国町村会総合賠償補償保険から、9月1日に全額支払いましたので、御報告いたします。

また、もう1名の相手方につきましては、現在、治療を継続中であることを併せて御報告させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、執行部の報告を終了します。

---

## 日程第18、発議第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。

趣旨説明を求めます。新山玄雄議員。

○議員（10番 新山 玄雄君） それでは、趣旨説明を行います。

藤本議員、砂田議員、平野議員、松井議員、久保議員の賛成をいただき、本日の会議に提出しております発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源の確保を求める意見書の提出について、提案の趣旨を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、緊急事態宣言が解除された後、各方面における休業要請や営業自粛、移動の自粛等、段階的緩和とともに第2波が訪れ、収束の兆しすら全く見えないことに大きな危惧を抱いているところであります。

国におきましても、また、地方自治体におきましても、新しい日常における経済活動との両立を図るため、機動的かつ大規模な対策を講じるなど、あらゆる手段を用い、冷え切った経済を立て直そうとしているところではあります。現実には、深刻な状態から脱却できておらず、依然として、国民生活への不安が続いております。

このような中、税収や地方交付税の大幅な減少等により、地方自治体は厳しい財政運営を強いられ、今後の地方財政は、かつてない状況に陥ることが予想されます。

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政需要が生じる場合は、迅速に事業が実施できるよう、国には必要な財政措置を講ずるべきであり、また、地域の実情に応じた行政サービスであります福祉、医療、介護、教育、子育て、定住対策、地域経済の活性化、防災・減災対策など、これらを安定的かつ持続的に提供していくことは自治体の責務でありまして、そのためには、急激な地方財政の悪化に対し、十分な財源を確保することで安定的な財政運営ができるよう、国が万全を期す必要があると考えます。

ついては、国会並びに関係行政庁等に対しまして、地方税や地方交付税等、一般財源総額の確保と充実を強く求めるため、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位におかれましては、趣旨に御賛同いただき、御議決いただきますようお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

新山議員、御苦労さまでした。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結いたします。

これより、挙手による採決を行います。発議第1号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し、地方税財源確保を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。

本件につきましては、議会の意思として、関係機関に上申をいたします。

---

#### 日程第19. 岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（荒川 政義君） 日程第19、岩国基地関連対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を求めます。久保委員長。

○岩国基地関連対策特別委員会委員長（久保 雅己君） 岩国基地関連対策特別委員会を代表いたしまして、報告させていただきます。

本委員会は、平成30年12月第4回定例会において設置され、米軍岩国基地が存在し、米軍再編の状況によっては、本町の住民生活環境への影響がどのように想定されるか、住民負担の軽減と安心・安全をどう確保していくのか。岩国基地関連の対策について、関係機関との連携、情報交換等を通し、最良策を検討することを目的に、活動を行ってまいりました。その概要については、お手元に報告書として配付させていただいております。

岩国基地において、平成30年3月30日をもって、神奈川県厚木基地からの空母艦載機の移駐が完了し、極東最大級の米軍基地となりました。

それから1年が経過した昨年4月、騒音の状況と検証に関する報道発表があり、また、翌月に開催した特別委員会に対する山口県総務部基地対策室からの説明によりますと、評価は2段階に分類されており、1点目として、平成22年に運用が開始された沖合移設後の滑走路と移設計画時の騒音予測コンターが比較され、移設後の騒音は予測した範囲内にほぼおさまっていることから、沖合に移設した一定の効果は認められる。

2点目は、移駐前後ではW値（うるささ指数）が、騒音観測地点から25か所のうち19か所で増加し、特に、基地周辺や飛行ルートにあたっております本町の三蒲、浮島では大きく増加しており、このことは、住民の生活環境に大きな影響を与えているとの検証結果でございます。

委員からは、硫黄島で行われる陸上空母離着陸訓練（FCLP）や、洋上の空母で行う空母着艦資格取得訓練（CQ）の前後に実施されている通常訓練で発せられる騒音がひどく、また、著しく増加していることから、国を通じて、訓練の中止などを要請していただきたい。

一方では、我が国の安全保障の観点から、訓練の必要性和情報の開示は重要なポイントであること、また、国・県におかれては、周辺住民に対する周知と安心・安全を確保するよう強く要望するという意見がございました。

この検証結果を受けた後の6月6日、荒川議長と私、久保、執行部からは椎木町長、また、山口県知事、岩国市長、和木町長、岩国基地問題議員連盟連絡協議会からは柳居山口県会議長をはじめ議員団が、内閣総理大臣、内閣官房長官、防衛大臣及び外務大臣政務官を訪問し、空母艦載機移駐後の状況を踏まえた騒音対策の推進及び地域振興策の確実なる実施について、特別要望を行いました。

執行部におかれましては、住民の生活環境に悪影響を与えているという認識のもと、騒音の軽減対策と調査体制の充実、地域振興策や安心安全対策等について、今後も山口県や関係市町と連携の上、国に対しまして、継続的に強く要望していただくようお願いするものであります。

最後になりますが、2018年11月、沖縄県北大東島沖で日米共同巡航訓練中のFA-18戦闘攻撃機スーパーホーネットがエンジントラブルにより墜落。翌月には、岩国基地に所属するFA-18と空中給油機KC-130が四国沖で空中接触のうえ墜落し、乗員6名が死亡。そして、事故後の調査では、重大事故につながりかねない規律違反が横行していることが発覚するなど、基地周辺の住民をはじめ、我々に極めて大きな不安を抱かせる実態が報告されております。

また、今年7月、岩国基地の関係者3名が、入国後に受けた検疫の結果を待たず、虚偽の申告の上、民間航空機で羽田から岩国へ移動するという、極めて由々しき事態が判明し、その後、3名とも新型コロナウイルスに感染していることが明らかになりました。

終わりに、米軍岩国基地が存在する限り、地域住民の負担軽減、安心・安全の確保並びに地域振興施策のため、調査研究の取り組みに終わりではなく、国に対する要望についても、今後も継続して行っていく必要があると思っております。

これまで、御協力いただきました皆様方に対し改めて御礼を申し上げ、本委員会を代表しての報告といたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、岩国基地関連対策特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

---

## 日程第20. 地域活性化・害獣対策特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（荒川 政義君） 日程第20、地域活性化・害獣対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、地域活性化・害獣対策特別委員会委員長の報告を求めます。平野委員長。

○地域活性化・害獣対策特別委員会委員長（平野 和生君） それでは、地域活性化・害獣対策特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、平成30年12月の第4回定例会において設置され、付託された地域資源を活用した人口定住の促進、並びにイノシシや新たにヌートリア等の害獣報告もあり、その被害を拡大させない取組に向けての調査・研究を行うことを目的としておりましたが、昨年12月、中国の湖北省武漢市に端を発した新型コロナウイルスの感染拡大は、国内経済はもとより、本町においては、特に宿泊業や飲食店など、観光業への影響が顕著であり、町長、議長からも、収束後の活性化について、議会と執行部が一体となって取り組みたいとの御提案をいただきました。

これは、本町の重点施策の1つである定住対策にもかかわる深刻な問題であることから、危機的状態に陥った地域経済をいかにして復興させるか。関係団体からも意見を伺い、山積する諸問題の解決に向けた取組を行うこととなりました。

その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいております。

3月24日に開催された会議では、経済対策もさることながら、まずは感染予防対策として、消毒液やマスクの確保、そして発症者が出た場合の体制整備をどうするのか。

現状ではこれが最重要課題であるという複数御意見もございましたが、本委員会で検討すべき地域の活性化と経済対策に関しては、国策とは別に、町独自のきめ細やかな対策が必然と求められ、周防大島は外国人観光客も多く、観光事業にスポットをあてた振興策については、商工会や観光協会と一体となって取り組む必要があるとし、次の会議には、両団体からも出席を賜り、委員それぞれがインバウンド対策等のアイデアを持ち寄ることとしました。

続いて、4月23日の会議では、新型コロナウイルス感染症に起因する活性化対策及び観光客誘致対策について協議を行いました。御同席をいただいた周防大島町商工会からは、一昨年の大島大橋への貨物船衝突事故に追い打ちをかける、このたびのコロナ騒ぎによって、売上が大きく下がった事例が多く、経営は圧迫され、固定費等の資金確保に苦慮している事業主が多いこと、また、融資を受けた後には、返済という大きな問題が背中合わせであるという、非常に切迫した窮状をお伺いしました。

次に、周防大島観光協会においては、感染防止を最優先としながらも、継続可能な経済活動を模索しており、デリバリーサービスやテイクアウト、休校中である児童生徒への食事サービスや、帰省を自粛している学生への物流サービスなどに取り組み、コロナ終息後の新生周防大島を打ち出す宣伝活動による集客アップにも努めたいとお考えをお伺いしました。

協議の結果、喫緊の対策としては、子育て世帯、医療介護、保育の従事者、小売業、飲食業、宿泊業、そして漁業関係に重点を置いた支援を急ぐという結論に至ったところであります。

現在、観光協会におかれましては、山口フィナンシャルグループ、J R西日本、全日空との情報共有に努められ、協働による宿泊誘客やアウトドア関連の事業については、広島に依存していたエリアを福岡、愛媛にまで拡大し、首都圏や関西圏からも誘客できる事業を展開することで、新規マーケットの開拓に取り組むとしています。

全国で緊急事態宣言が解除された後、感染の拡大は確実に第2波が訪れ、現在では、第3波も危惧される中、新しい生活様式の実践によるコロナとの共存は、避けては通れない状況にあります。

国内外で急減速した個人消費や企業活動は、感染防止策によって大きな制約を受けており、雇用や賃金の面も含め、宿泊・飲食サービス業、観光業や運輸業等、各方面に深刻な影響が出ており、感染防止策の徹底とともに、経済活動を立て直すためには、きめ細かく、注意深く、自主的な取組を後押しできる配慮が必要であると考えます。

執行部におかれましては、商工会や観光協会との連携をさらに強固なものとしていただき、今後も引き続き、山積する課題の解決に向け、短期的な対策と同時に、中長期的に効果的な対策を講じていただきますようお願いを申し上げ、本委員会を代表しての報告といたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、地域活性化・害獣対策特別委員会委員長報告を終わります。大変御苦労さまでした。

---

## 日程第21. 防災対策特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（荒川 政義君） 日程第21、防災対策特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題とします。

本件について、防災対策特別委員会委員長の報告を求めます。尾元委員長。

○防災対策特別委員会委員長（尾元 武君） それでは、防災対策特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は平成30年12月の第4回定例会において設置され、近年、自然災害による甚大な被害が頻発している。これらの災害に備えるため、日頃からの準備が急務であり、町内全域として、また各地域としてどのように取り組んでいけばよいかの調査・研究を目的として設置されました。

また、平成30年10月に発生した大島大橋への貨物船衝突事故に起因する長期断水に伴い、危機管理体制の脆弱さも踏まえ、全任期において執行部に要望した3項目を継続の課題とすると

ともに、日頃からの備えと啓発に重点を置き、活動してまいりました。

はじめに、3項目のうちの第1点、自主防災組織との密接なる連携、実効性のある組織として確立させるよう、積極的な啓発活動と指導、助言を行っていただきたいという点でございますが、一例を挙げれば、40日間の断水を乗り切ることができた大きな要因の1つには、民生委員児童委員協議会、消防団、自治会等、地域の方々からの大きな御支援があったことであり、これは共助の重要性を再認識することができる場でもあったと思います。本来、そこには実効性のある自主防災組織が存在しており、指揮命令系統といった体制が整備されていることが望ましかったと思います。

健康福祉部におかれましては、平成31年3月、大きな災害に対応することを目的とし、各民生委員さんの担当地域における要支援者マップを作成されたと聞き及び、有事の際には、自治会、消防、警察にも開示して活用するとの方針を伺っております。

しかしながら、一方で自主防災組織の活動に関しては、そこには温度差があり、地域ごとに大きな格差があることは否めません。

執行部におかれましては、自主防災組織との密接なる連携及び実効性のある組織として確立されるように、これまで以上に積極的に啓発活動と指導・助言を行っていただくよう、強く求めるものであります。

次に、日頃からの備えとして必要不可欠なものの一つである緊急時における水源の位置情報の整備でございます。

令和元年度において、旧簡易水道の水源のうち、取水の容易でかつ水質の良い浅井戸について、揚水量や水位の復元を調査され、非常用水源として使用が可能なものとして久賀地区山田下、油宇地区面田、東安下庄地区鹿家、西安下庄地区安西については、具体的な利用方法等を分析していただいております。

これに関連しまして、家庭用井戸の位置情報でございますが、個人財産であるとはいえ、断水の当時、所有者の方々から生活用水として共同利用の申出がありましたし、水質検査に合格したものについては、同意を得た上で情報提供ができるよう、基礎資料として整備しておくべきと考えます。

あのような出来事が再びあってはなりません、事件・事故に限らず、昨年、東日本と東北地方に猛烈な雨と風をもたらした台風19号のように、広域的な甚大災害ともなれば、本町のみが、限定的に特別な支援を得ることは不可能であります。

町内で確保が可能な水源については、日頃からの備えとして情報を把握しておき、即座に対応できるよう、情報を整備しておくことは行政の責務ではないかと思っているところです。

執行部におかれましては、早急に対応されるよう、改めてお願いするものであります。

続いて3点目、樋門や陸閘、その他排水施設等、これらの防災関係施設については、目的に応じて100%の機能が発揮できなければ、存在している意味すら否定されかねません。

既に、年間を通した定期的な保守点検とメンテナンスの実施は求めてありますが、時として、委託者と現場との間に乖離があるように感じられます。

これからは、町民の生命・財産に直接関わる施設でありますので、地元から報告される不具合等については、即時、真摯に対応されるようお願いするところであります。

次に、啓発活動について報告いたします。

議会だよりに掲載しております防災コーナーでは、自助として、自分の命を守る大切さ、共助として、自治会や自主防災組織の重要性、そして避難行動に関し、率先避難・在宅避難と備え、警戒レベル等について、啓発してまいりました。

また、新型コロナウイルス感染防止の3つの基本である身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いや3密を避ける等の新しい生活様式が求められており、避難方法についても、災害の種類による避難場所・方法を平素から家族、自主防災組織内で話し合っておく必要があること等も併せて啓発しております。

災害は、忘れたころにやってくるものではありません。

2016年、平成28年4月の熊本地震、翌平成29年7月の九州北部豪雨、次に、西日本を中心に死者・行方不明者271人を出した平成30年7月豪雨、また、北海道のほぼ全域が停電しブラックアウトを引き起こした北海道胆振東部地震、そして昨年の東日本を立て続けに襲った台風15号と19号、そして今年、熊本県を中心とした九州、日本各地で発生した集中豪雨は、本町においても72ミリという過去に経験のない時間雨量を記録し、多くの場所で土砂崩れにより道路が寸断されたことは記憶に新しいところであります。災害は毎年やってくるという現実を受け止め、防災にやりすぎはないと日頃からの備えと自助・共助の重要性を見つめ直していただきたいと思っております。

最後になりましたが、これまでの活動におきまして、御協力をいただきました皆様方に対しまして、心より御礼を申し上げ、本委員会を代表して報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、防災対策特別委員会委員長の報告を終わります。大変御苦労さまでした。

---

## 日程第22．議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」について

○議長（荒川 政義君） 日程第22、議会広報編集特別委員会に付託中の「議会広報の編集・発行」についてを議題とします。

本件について、議会広報編集特別委員会委員長の報告を求めます。新山委員長。

○議会広報編集特別委員会委員長（新山 玄雄君） 平成30年12月の第4回定例会において、7人の委員による議会広報編集特別委員会が設置され、委員会に付託されました議会広報の編集・発行につきまして、委員会を代表して報告をさせていただきます。

当委員会は、議会活動を積極的に情報発信するとともに議会だよりのさらなる充実について、調査・研究に取り組みつつ、「伝える広報から伝わる広報へ」を目指し、第56号から第62号までの編集と発行を行ってまいりました。

現在の発行部数は、1回につき9,500部となっており、編集作業にあたりましては、最も重要となる表紙の写真選定に始まり、議員各位から提出された原稿のチェックと校正を行い、定例会の翌月15日に発行することとなっております。

しかしながら、直近の議会だよりでは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、軒並み行事等が中止となっており、表紙の写真、議会活動報告等の情報収集に苦慮いたしました。

7回の発行全てが、実質10日程度という非常にタイトな編集スケジュールではございましたが、無事に発行することができ、御協力をいただきました関係各位に対しまして、心より厚く御礼を申し上げる次第です。

それでは、2年間における主な取組について報告をさせていただきます。

まず、表紙につきましては、これまでの慣習にとらわれず、読者の目を引く写真を用いるよう心がけ、記事の内容といたしましては、従来の定例会の概要、一般質問、防災コーナー等に加え、議会活動への関心を高めるための新たな取組といたしまして、議員各位が出席した会議や式典、研修会や視察への参加、要請活動等、これらを時系列にした議会活動報告を掲載できたことは、我々の活動の一端を多くの方々に知り得ていただけたものと思っております。

また、第42号から継続されております防災コーナーにつきましては、第50号からは紙面を1ページに拡大し、風水害や地震に対する備え等、防災対策特別委員会からの啓発記事を掲載させていただきました。

次に、令和元年11月8日に上関町で開催された、山口県町議会議長会が主催する広報研修会について報告をいたします。

この研修会には、本町のほか、和木町、上関町、田布施町、平生町から、議会広報の実務を担当する議員と事務職員が参集し、幅広い世代で理解しやすい紙面づくり、住民参加型への取り組み、読みやすさの工夫、アンケートの実施、レイアウトの工夫等について、それぞれが課題を持ち寄り、多くの意見と情報を交換することで知識を高め合いました。

平成30年12月の第4回定例会以降、県内の研修会へのみの参加となりましたが、研修会への参加は、我々の知見を深めるとともに、今後の活動にも大いに役立つことと思っております。

また、議会だよりの編集作業にあたっての各委員との意見交換等もお互いの意識を高める場として有意義であったと感じております。

最後になりますが、議会だよりを読んでいただくためには、まずは手に取って見てもらうことが重要であります。

今後もさらなる充実を目指し、より多くの方々に興味を持っていただける議会だよりが発行できますよう祈念いたしまして、議会広報編集特別委員会を代表しての報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、議会広報編集特別委員会委員長の報告を終わりますが、議会広報編集特別委員会におかれましては、今期定例会後、最後の編集作業が残っておりますので、大変お忙しいとは思いますが、よろしく願いをいたします。

---

### 日程第23. 行政改革等特別委員会に付託中の調査・研究について

○議長（荒川 政義君） 日程第23、行政改革等特別委員会に付託中の調査・研究についてを議題といたします。

本件について、行政改革等特別委員会委員長の報告を求めます。小田委員長。

○行政改革等特別委員会委員長（小田 貞利君） それでは、行政改革等特別委員会を代表いたしまして、報告をさせていただきます。

本委員会は、令和2年3月の第1回定例会において設置され、付託された行政のスリム化を図り、効率的な行政の運営を推進することにより、調査・研究を行うことを目的として活動してまいりました。

その概要につきましては、お手元に報告書として配付させていただいております。

要点は、合併前の旧4町の形態を引き継いできた総合支所をはじめとする役場の機構、赤字経営が続く指定管理施設の問題、また、類似施設が混在する公共施設の維持管理、遊休地や遊休施設のあり方等について、早急に改革の方向性を取りまとめることにありました。

執行部のみなさんには、再三再四、資料の提供と説明を求め、都合8回の会議に加え、現地調査も行いましたので、その結果を提言として申し上げます。

まず、役場の機構等について、1点目。これまでの定型的な職員研修の在り方を見直し、民間企業で行われているような、周防大島町独自の研修を行うことにより、職員の意識改革と職員間の連携を密接に図られるよう、お願いをいたします。

2点目、大島総合支所以外の3総合支所については出張所への移行を図り、宿日直を廃止し経費節減に努めるとともに、経験豊かな再任用職員等を充てることにより、住民サービスの維持・向上を図っていただきたいと思います。

3点目、極端な利用頻度の少ない棕野出張所については、閉鎖する方向で早急に地元調整に入り、他の出張所についても、開所時間を午前・午後の半日開所とし、1人体制でも対応できるよう、計画的に改善を進めるとともに、現金の取扱いにあたっては、総合支所を発着点としたルートと、確かなチェック機能の体制づくりが必要であると考えます。

ただし、納税等の繁忙期につきましては、住民サービスを落とすことのないよう、一日開所とする配慮が必要であります。

また、出張所の閉鎖や開所時間を短縮した場合であっても、証明書の発行等、現在、総合支所や出張所で行っている業務が郵便局等民間で行われるよう、その方策を早急に検討し、住民サービスの向上を目指していただきたいと考えます。

4点目、各課単位で保有する公用車は庁舎単位で一括管理し、台数を制限することは可能と考えますので、それによる経費削減にも努めていただきたいと思えます。

5点目、役場機能の連携をより合理的なものにするためには、分庁方式を改め、その機能は本庁方式にすることが望ましいと考えます。

次に、温浴施設等について申し上げます。

まずは、源泉数を少なくし、淡水に切り替えるなど、廃止または施設改良を含めた調整作業が急務であると考えております。あわせて、非効率である温水プールを取りやめ、ほかへの利用転換が図れるよう、早急に検討を進めていただきたいと考えます。

次に、橘ウインドパークをはじめとするその他の施設については、旧態依然とした運営方針を改め、オートキャンプ場のように利用しやすい施設とするよう、見直しが必要であります。コロナ禍の中でも影響が少ない施設運営を目指していただきたいと思えます。

続きまして、社会教育施設について申し上げます。

まず、図書館について、新刊情報や蔵書情報等の情報発信は、より一層の向上を図るよう求めます。

また、図書の貸出しにあたっては、統計的にも送便の活用が可能であり、総合支所や出張所においても貸し借りが可能となる体制づくりをお願いしたいと思えます。図書館機能のさらなる集約と充実に努めていただきたいと考えます。

次に、久賀歴史民俗資料館、ハワイ移民資料館、星野哲郎記念館、宮本常一記念館、陸奥記念館のほか、資料を収蔵している各施設については、来館者の利便性や維持管理経費の面から、移設、併合、さらには廃止を含めた検討を進めるようお願いするものであります。

また、久賀地区においては、公民館機能を有する施設が散在しております。これら類似施設の集約を進めていただきたいと思えます。

次に遊休地に関し1点目、好条件に位置する町有地については、早急に位置情報を公表し説明

会を催すなど、公募による売却処分の実施を検討し、再利用が不可能な工作物が設置されている場合には、これを解体の上、同様の取扱いが可能となるよう計画的に実施を望みます。

2点目、住宅建設地として活用の可能な土地については、定住促進の対象地とするよう、納税猶予等を含め、有効的な利用促進を図ることが必要であると考えます。

3点目、町有地には解体撤去が非現実的と思われる工作物が存在している場合もありますが、そのような事案については条件を付し、無償譲渡も可能とするよう検討を進めていただきたいと考えています。

最後に、未利用施設について提言をいたします。

倉庫として利用している建物が町内各所に散在していることは非常に非効率でありますので、これを整理し、効率的な場所に集約の上、不要な建造物を処分すること。

次に、借地施設については、補填等の条件を付し、早急に土地所有者との交渉を開始する必要があると考えます。

また、再利用が可能な教職員住宅については、一般への貸出し等を積極的に進めるよう提言するものであります。

以上が、提言の概要であります。これらのことにつきましては、第3次周防大島町行政改革大綱の中に、行政サービスの向上、住民との協働、簡素で効率的な行財政運営が示されており、また、遊休地につきましても、周防大島町公有財産適正管理基本方針の中で、未利用財産の利活用に関する基本的な考え方が示されております。

改革を進めるにあたっては、住民サービスの低下を招いてはなりません。細部にわたる検討・協議、また、実現に向けての地元等との調整につきましては、執行部として責任を持っていただき、迅速かつ適正なる判断のもと、ウィズコロナの中でも実現可能な方向性を見いだされるようお願いをいたしまして、本委員会を代表しての報告といたします。

**○議長（荒川 政義君）** 以上で、行政改革等特別委員会委員長の報告を終わりますが、委員長をはじめ、委員各位におかれましては、短期間のうちに取りまとめていただき、大変御苦労があったと思います。

執行部におかれましては、このたびの提言の意を十分に酌んでいただき、これからの改革に取り組んでいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

ここで、椎木町長より発言の申出がありますので、これを許可します。椎木町長。

**○町長（椎木 巧君）** 荒川議長をはじめ、議員の皆様様の御配慮によりまして、この議場におきまして御挨拶をさせていただき、光栄に心から感謝を申し上げます。

私にとりましては、任期中最後の定例議会でありまして、このたびの令和2年第3回定例議会では、令和元年度の各会計決算の御認定とコロナ対策の補正予算の御議決をいただきましたこと

に心から感謝を申し上げ、安堵し、心置きなく11月の任期満了の日を迎えることができると考えております。

顧みますと、昭和41年に旧橋町に奉職をして以来、半世紀以上、まさに光陰矢のごとくでありました。この間、時代は昭和から平成に、そして令和へと改まりました。

2004年、平成16年には、合併による周防大島町の誕生にも立ち会わせていただきました。

その後、助役、副町長、そして2008年、平成20年には、周防大島町2代目の町長に就任をさせていただき、3期、12年が過ぎ去ろうといたしておるところであります。

合併時の非常事態とも言えるような財政危機から、行財政改革に取り組み、職員数の150名削減をはじめ、財政の健全化を一丁目一番地と位置づけ、町債残高の約100億円の削減や財政調整基金と地域振興基金、さらには減債基金等を合わせますと約70億円の造成など、着実に進めることができました。財政健全化にある程度の道筋をつけることができたと考えておるところでございます。

しかしながら、今の新型コロナの収束が見通せない中、今後の国の経済、町の経済、そして国の財政、さらには町の財政も、誠に厳しい時代が到来するのではなかろうかというふうに予想がされております。

また、コロナの影響も含めて、町立病院の再編改革も大変気がかりなところもございますが、新たな町の総合計画の策定もちょうど今進んでいるところでもありますし、また今、特別委員会の委員長さんの御報告にもありました、行政改革等特別委員会の調査・研究報告もなされ、これらを確実に実行していくことが、これが大切なことではないかというふうに考えておりますが、この時期に新しい町のリーダーに、次の時代を託したいと考えておるところでございます。

この長い間の期間に出会った多くの方々、そして多くの出来事が脳裏に去来をしております。私ごとき者が議員の皆様をはじめ、多くの先輩、同輩、後輩の方々から、よくぞ身にあまる御指導御支援をいただいたものと感謝の一念であります。

思えば、この間、民主党中心の政権交代が行われたり、さらにその後の安定した安倍政権が長期にわたり続くなど大変大きな変革期の中、多くの御迷惑と数々の上下を重ねながらも何とか職責を全うし、幸運にも大過なくといたしますか、大過なく任期満了の日を迎えようといっていることは、ひとえに皆様方のおかげであり、心から感謝し、謹んで御礼を申し上げる次第であります。

議員の皆様の中には、今期で御勇退されるということもお聞きしておりますが、多くの皆様方は、間もなくはじまります町長・町議選挙への挑戦を控えておられまして、皆様方の必勝を心からお祈りするものであります。

名残は尽きませんが、皆様の御健勝と御隆盛、そして周防大島町の輝かしい未来と発展をお祈りし、お礼の言葉とさせていただきます。大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（荒川 政義君） 以上をもちまして今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

さて、今期4年の最後の定例会が閉会しようとしております。

10月25日の町議選の投開票に向け、再選を目指す方、御勇退をされる方、それぞれの選択をされていると思いますが、議員各位におかれましては、4年間、本当にお疲れさまでございました。

今後とも、周防大島町のために、お互いに努力をしまりましょう。

なお、椎木町長におかれましては、3期、12年の長きにわたり、常に町政の先頭に立ち、そして御尽力をされ、大変な御労苦があったと思います。

お体を御自愛いただき、任期満了されてもなお、周防大島町のためにお力添えをお願いしたい次第でございます。

本当に長い間、お疲れさまでございました。ありがとうございます。

皆様、ここで椎木町長に対し、感謝の意を込めまして、万雷の拍手をお願いいたします。お願いします。（拍手）

---

○議長（荒川 政義君） それでは、これにて令和2年第3回定例会を閉会をいたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時59分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 田中 豊文

署名議員 吉田 芳春

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員